

国土交通省のグリーン調達 の取り組みについて

国土交通省 大臣官房 技術調査課

かんどり ひろとし

課長補佐 神鳥 博俊

1. はじめに

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（基本方針）に定める特定調達品目及びその判断の基準等については、毎年度、定期的に見直しを行っているところである。平成27年2月3日閣議決定された基本方針（公共工事部分）について紹介する。

2. 基本方針（公共工事）改定概要

基本方針の改正に際しては、特定調達品目の追加、判断の基準等の強化、見直し等の参考とするため、広く民間事業者に対して提案募集を行っている。今年度は、平成26年6月2日から平成26年6月27日の間、提案募集を実施した。

(1) 特定調達品目の追加

公共工事分野については、既存の67品目に加えて、今回の基本方針の変更において、新たに「合板型枠」が特定調達品目に追加された。

合板型枠における具体的な判断の基準等は表1の通りである。

(2) 判断の基準等の変更

既存の4品目について、判断の基準等の変更を行った。

① 高日射反射率塗料

判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから日射反射率保持率に係る経過措置を1年間延長

② 断熱材

経済産業省告示「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」が制定されたことに伴う改正

③ 送風機

④ ポンプ

経済産業省告示「交流電動機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」が制定されたこと及びそれに基づくJIS が制定されたことに伴う改正

※詳細については環境省ホームページを参照

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

3. おわりに

これらの取り組みにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築の一助となることを期待する。

表—1 合板型枠（基本方針抜粋）

コンクリート用型枠	合板型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>○型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
-----------	------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠したものとする。
- ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク
- イ. 認定・認証番号、認定団体名等
- なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。
- 4 本項の判断の基準①および②の適用については、平成27年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備考3の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。